

「外国証券取引口座約款」の一部改訂について  
新旧対照表

(下線部変更箇所)

新	旧
<p>(注文の執行及び処理)</p> <p>第14条 お客様の当社に対する売買注文ならびに募集および売出しまたは私募にかかる外国証券の取得の申込みについては、各号に定めるところによります。</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客様あてに<u>契約締結時等交付書面等</u>を送付します。</p> <p>(取引残高報告書の交付)</p> <p>第24条 お客様は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、お客様が請求した場合には、取引にかかる受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、お客様は、当社がお客様に対して<u>契約締結時等交付書面</u>を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引にかかる受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改訂は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>(注文の執行及び処理)</p> <p>第14条 (同左)</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客様あてに<u>契約締結時交付書面等</u>を送付します。</p> <p>(取引残高報告書の交付)</p> <p>第24条 (同左)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、お客様は、当社がお客様に対して<u>契約締結時交付書面</u>を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引にかかる受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。</p> <p>3 (省略)</p>